

令和8年度 農地転用許可申請書の提出期限等について

農地の所有権等の権利移転又は設定を行う場合や、農地を農地以外に使用する場合には、法令により農業委員会や市長の許可(大規模なものなどは県知事や大臣許可)が必要です。

令和8年度は下記のとおりとなりますので、提出の際はご注意ください。
(高山市では、令和6年4月より提出期限を毎月1日(その日が閉庁日に当たる場合はその前の開庁日)に変更しました。)

高山市農業委員会

月	申請書提出期限	農業委員会総会	転用許可予定
		予定日(3条許可予定)	
令和8年 4月	4月1日 (水)	4月27日 (月)	5月中旬
5月	5月1日 (金)	5月25日 (月)	6月中旬
6月	6月1日 (月)	6月25日 (木)	7月中旬
7月	7月1日 (水)	7月27日 (月)	8月中旬
8月	7月31日 (金)	8月25日 (火)	9月中旬
9月	9月1日 (火)	9月25日 (金)	10月中旬
10月	10月1日 (木)	10月26日 (月)	11月中旬
11月	10月30日 (金)	11月25日 (水)	12月中旬
12月	12月1日 (火)	12月25日 (金)	1月中旬
令和9年 1月	12月28日 (月)	1月25日 (月)	2月中旬
2月	2月1日 (月)	2月25日 (木)	3月中旬
3月	3月1日 (月)	3月25日 (木)	4月中旬

※許可予定日に許可できる申請は、不備がないものに限りします。

※他法令(まちづくり条例等)の許可等が必要な場合は、その許可と同時許可になります。